

## 中国上海（バイヤー招聘）商談会 募集要項

中国上海から、商社、飲食店、百貨店のバイヤーを招き、県内事業者との個別商談会を開催します。株式会社高島屋が代金決済と輸出業務を代行する国内取引となるため、安全・安心な海外輸出が可能です。海外販路開拓に関心のある方は、是非ご検討ください。

1. 主 催 一般社団法人 秋田県貿易促進協会
2. 日 時 平成 30 年 5 月 15 日（火） 9：30～17：00
3. 場 所 秋田県商工会館 7 階ホール 80 （秋田市旭北錦町 1-47）
4. 対象地域 中国
5. 対象品目 食品全般（百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店等向けの日本食品）  
※ただし、対象地域へ輸出可能な商品に限ります。
6. 対 象 者 県内事業者
7. 商談形式 個別商談（1 社 40 分程度）
8. 募集定員 8 社程度  
※ただし、応募多数の場合は当協会員を優先します。

### 9. 招聘企業概要

#### (1) <sup>い い</sup>易意（上海）貿易有限公司（上海市長寧区新潮路 9 号）

上海を拠点に、中国全土の百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食店等に日本食品を供給している日系輸入卸販売業者。<sup>たるやくにおき</sup>樽家邦興代表は、ジェトロ上海食品コーディネーターや農林水産省輸出促進サポーターの経歴を持つ。

【担当者】営業部長 菅原卓也 氏（※鹿角市花輪出身）

#### 【取引先例】

##### ・小売店

高島屋、伊勢丹、久光百貨店、city super、ユニー(APITA)、イズミヤ、city shop、イオン、マックスバリュ、イトーヨーカドー、マルエツ、しんせん館、マルシェ、盒马（アリババ）、DIG、OLE（華潤万家）、百聯集団、世紀聯華、G-Super（緑地集団）、ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート、C-store など

##### ・飲食店

蟹の岡田屋（物語コーポレーション）、味千ラーメン、Sun with Aqua（サントリーグループ日本食レストラン）、Sushi Yano、鮨近藤、寿司大山、銀座おのぞら、なだ万、岳、ゼンショーグループ、豚王、唐宮（中華レストラン）、小南国（中華レストラン）、極楽湯など

- ・ホテル  
花園飯店（ホテルオークラ）、日航飯店（日航ホテル）、リッツカールトンホテル、  
シャングリラホテルなど
- ・ネット販売  
OISIX、天猫（Tmall） 淘宝（Taobao）など
- ・問屋（中国系、日系）

(2) <sup>ものがたり</sup>物語（上海）企業管理有限公司（上海市長寧区仙霞路 99 号 尚嘉中心）

愛知県を中心に、グループ 4 百店舗以上の外食事業を展開する（株）物語コーポレーションの上海現地法人で、蟹を中心とした海鮮料理や日本料理を提供する日本食レストラン「蟹の岡田屋」を運営している。中国グルメサイトでも高評価の人気店であり、日本酒の品揃えも豊富である。

【担当者】営業開発本部 総料理長 山本義規 氏

(3) 上海高島屋有限公司（上海市長寧区虹橋路 1438 号）

2012 年 12 月オープンの（株）高島屋中国 1 号店、上海の高級住宅街で日本人も多く住む古北エリアに位置する上質生活百貨店である。地下食品売り場では多くの日本食品が取り扱われており、5 階には日本製品コーナー「日本館」が常設されている。地方の物産展を定期的に開催しており、過去に北海道東北物産展も開催したことがある。

【担当者】営業四部兼任本部事業推進室 高級主管バイヤー 坂口理子 氏

## 10. 応募方法

書類等は、FAX または E メールにてご提出ください。

- (1) 参加申込書の提出（別紙 1） ～ 平成 30 年 3 月 30 日（金）まで
- (2) 商品シートの提出（別紙 2） ～ 平成 30 年 4 月 6 日（金）まで
- (3) 事前審査、協議期間 ～ 平成 30 年 4 月 20 日（金）まで
- (4) 商談確定 ～ 平成 30 年 4 月末頃を目途に通知します。

## 11. 事前審査、協議について

中国では、食品輸入に制約があるため、商品シートをバイヤーが事前審査し、輸入不可、または難しい商品について、協議のうえ変更等をお願いする場合があります。

【輸入できない商品の一例】

- ・肉（肉粉末を含む）、ラード、野菜（漬物を含む）、乳製品、茶（ドリンクは可能）、果物（りんごは可能）  
米と塩は特定の許可を持った機関（主に国営企業）でなければ輸入不可（レトルトご飯や調味塩は可能）、鮮魚は特定の業者を除き輸入困難
- ・福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都で製造された商品、また製造された原料を主原料として利用している場合

**【賞味期限】**

- ・賞味期限が5ヶ月以下の商品は基本的に輸入不可

中国の小売店では、賞味期限が半分を過ぎた商品を納品することが出来ないルールとなっているが、輸出通関・航行・輸入通関等で時間を費やし、5ヶ月以下の商品であれば賞味期限が半分を過ぎてしまうため

**12. 留意点**

- (1) 提出された情報は適切に管理し、本事業の準備・運営・フォローアップのために使用します。また、事前審査のためバイヤーに開示します。
- (2) 商談会当日は、できるだけサンプル品および試食等をご持参ください。また、商談時間の厳守、ならびに事後の状況確認等へご協力ください。
- (3) 株式会社高島屋が代金決済と輸出業務を代行する通常の国内取引となり、取引条件は完全買い取りです。また、バイヤーへの商品供給は、すべて易意（上海）貿易有限公司を經由したものとします。

※商流 県内事業者⇒株式会社高島屋（輸出者）⇒易意貿易（輸入者、卸）⇒バイヤー

**13. 申し込み、照会先**

〒010-0923 秋田市旭北錦町 1-47 秋田県商工会館 5 階

一般社団法人 秋田県貿易促進協会 担当：八重樫大亮

TEL：018-896-7366、FAX：018-896-7367、Eメール：yaegashi@a-trade.or.jp

(以上)